

わが国における相続・贈与税一体化の影響

平成 15 年度税制改正において贈与税の相続時精算課税制度が創設された。これにより、相続税と贈与税の一体化が可能となり、高齢者世帯に偏っている個人金融資産の次世代への移転が図られていくことが期待できる。更に、平成 14 年度の税制改正で部分的に改善がなされた事業承継の相続税問題においても、後継者の経験等の進捗に沿った事業資産等の移転が可能となることから、円滑な承継が図られていくものと考えられる。

1. 平成 15 年度税制改正における相続・贈与税改正の概要¹

1) 贈与税における相続時精算課税制度の創設

平成 15 年度税制改正において、贈与税の相続時精算課税制度が創設され相続・贈与税の一体化が可能となった。

この制度は、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅れてきていることを受け、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済・社会を活性化すべきという、社会的要請に応えるねらいから導入が図られた。資産の移転を促すためには、生前贈与の円滑化が不可欠であり、生前贈与と相続との間の資産移転時期の選択に関しての中立性を確保することが重要となるとの考えからである。

相続時精算課税制度を選択すれば、受贈者は贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税を通算することで相続・贈与税を一体とした納税が可能となる。

この制度の適用対象者は贈与者は 65 歳以上の親、受贈者は 20 歳以上の子である推定相続人²となっている。本制度を選択する受贈者は、その選択に係わる最初の贈与を受けた翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に所轄税務署に、その旨の届け出が必要となる。この選択は受贈者である兄弟姉妹が各々、贈与者である父、母ごとに選択できるものとされ、最初の贈与の届け出後は相続時まで継続して適用されるものとなる。

また贈与財産の種類、金額、贈与回数には制限を設けないものとなっている。

¹ 本稿の記述は、平成 15 年度税制改正大綱の内容に基づく。

² 代襲相続人を含む。

2) 贈与税額の計算

贈与税額の計算は、本制度に係わる贈与者からの贈与財産を他の贈与財産と区分して、当該贈与者からの贈与財産の合計額を基に行われる。

その贈与税額は、贈与財産の価額の合計から非課税枠の 2,500 万円を控除した金額に一律 20%の税率を乗じて算出する。

非課税額 2,500 万円は、相続時の基礎控除額を生前贈与の非課税枠としようとするもので、相続人が 3 人いる場合を想定し、相続税基礎控除の定額部分 5,000 万円に相続人 1 人当たり 1,000 万円の控除を加えて 3 で割った金額に基づいて設定されたといわれる。

3) 相続税額の計算

本制度に係わる贈与者の相続時に、それまでの本制度による贈与財産と相続財産とを合算して現行と同様の課税方式³により計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を控除する。その際、相続税額から控除しきれない金額は還付を受けることとなる。

なお相続財産と合算する場合の贈与財産価額は贈与時の時価となる。

2. 相続税・贈与税の現状

1) 相続税の現状

平成 12 年の相続税対象価額は 12.3 兆円で相続人数は約 15 万人となっている。死亡人数の約 5%が相続税の対象者となっており、資産格差が大きいことと、基礎控除を高めに設定していることが、限られた納税人数の要因と考えられる。

2) 贈与税の現状

一方、現行の贈与制度を利用し、41 万人程度が資産移転を行っており、一贈与者当たりの平均額は 288 万円となっている。贈与税の構造は、生前贈与による相続税回避の防止という性格上、相続税に比べて累進度合が強くなるように設定されている。このため、贈与者の 94.6%が 1,000 万円未満の贈与額となっているように、高額資産の移転は進んでいない。

³ 法定相続分による遺産取得課税方式。

図表 1 贈与財産価額階級別表

取得財産価額階級	人員(人)	取得財産価額(百万円)
100万円以下	158,411	120,032
100万円超	94,025	143,365
200万円超	103,195	288,743
400万円超	24,683	128,819
700万円超	12,093	107,418
1,000万円超	16,407	248,408
2,000万円超	5,469	117,777
3,000万円超	372	14,097
5,000万円超	202	28,086

(出所) 平成 12 年国税庁統計より野村総合研究所作成

3. 一体化による個人金融資産への影響

1) 遺産目標額からの推定

相続・贈与税一体化による個人金融資産への影響を推測するためには、新制度を選択する贈与者の割合を想定していく必要がある。

新制度を選択すれば、贈与資産は相続時に相続資産に加算される仕組みであることから、長期間に既存の贈与制度を利用して相続資産を減じていこうとする贈与者は今後とも存続していくであろう。

しかし、前節で確認したように、贈与額 1,000 万円以下の贈与者の多くが、税率の累進性を意識して資産移転を行っているとは仮定すると、2,500 万円までの贈与においては非課税枠を利用するために、新制度を選択する可能性が高くなるものと考えられる。

一方で 2,500 万円超の資産移転であれば、贈与時に 20%の課税となり、相続時に相続税と納付贈与税との相殺となるが、贈与時の納税負担が発生することを回避したい意向も想定される。

このように非課税枠 2,500 万円を挟んでの行動に差異が生じてくることに加え、1,000 万円以下の割合が大半を占めている現状を鑑みると、比較的少額の贈与に、大きな変化が起きるといっても、むしろ 1,000 万円以上の価額帯で新制度導入による影響が出てくるものと考えられる。

よって新制度導入で新たに誘導されてくると想定できる、1,000 万円超 2,500 万円以下の贈与総額の変化を推計することにより資産移転の効果が考察できる。

郵政研究所の遺産に関する調査⁴に基づき、遺産目的の貯蓄目標額を1,000万円以上2,500万円以下としている、65歳以上の者の割合を統計上の数値から導き出すことで、新制度による資産移転額の推計が可能となる。

郵政研究所の調査では、遺産目標額階級が1,000万円以上2,000万円未満、世帯主年齢階級が60歳から79歳の者の割合が求められており、前提としている条件と異なるが、その数値である30.8%を用いた推定遺産総額は52兆円規模⁵のものとなる。

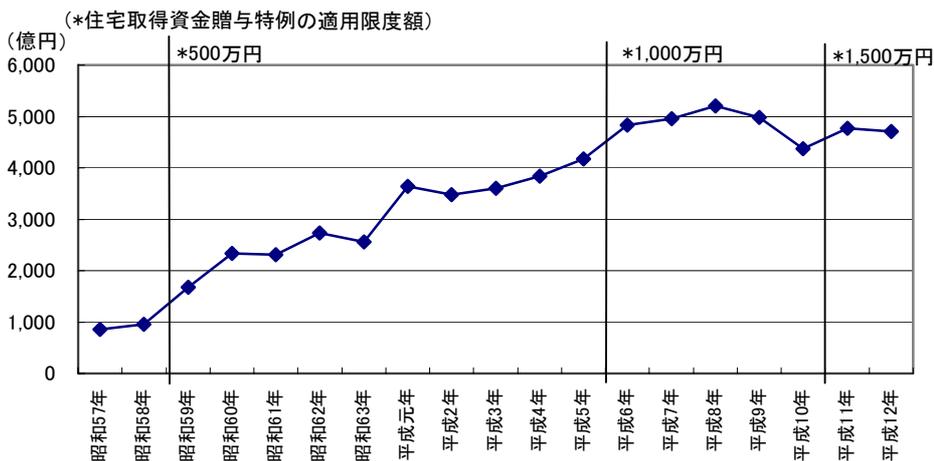
この推定金額は遺産の目的として生涯にわたって親世代が保有する可能性もあることや、推定する自己資産額が基礎控除額の範疇であれば生前に特別な行動を起こさない可能性も否定はできず、全額が生前贈与に向かうと考えるには無理もある。即ち、この推定額には相続発生時まで資産移転は考えにくいという資産も含まれていることに注意を要する。

2) 住宅取得資金特例導入時の動向からの想定

続いて、新制度導入の短期的な影響について推計してみる。贈与税を控除する措置として設けられた住宅取得資金特例の導入時の動向を検証し、税制変更による政策の効果を確認する。

住宅取得資金特例は昭和59年に特例額500万円で導入され、その後、平成6年に1,000万円、平成11年に1,500万円に増額されてきた。図表からは住宅取得資金の原資となる現金・預金の贈与額の推移から政策の変更によって誘導された効果が確認できる。

図表2 贈与財産（現金・預金）額の推移



(出所) 社団法人 日本租税研究会 税制参考資料集より野村総合研究所作成

⁴ 郵政研究所 「第7回家計における金融資産選択等に関する調査結果報告書」表74 目的別貯蓄の貯蓄目標額（遺産のため）より。

⁵ 世帯主65歳以上の対象世帯数348.6万に1,000万円～2,000万円の中間の値1,500万円を乗じて概算値を求めた。

住宅取得特例導入時の昭和 59 年と前年の昭和 58 年を比較すると、現金・預金の贈与額が 74%増加している（図表 2）。贈与額全体は 21%の増加に留まっていたことから、住宅取得のための現金・預金の贈与をする者が、制度導入を期に誘導されていった動きが見取れる。現金・預金を贈与した人員数で 19.6%、1 人当たり現金・預金贈与額で 45.5%の増加となっている。このように、当時 60 万円であった贈与非課税額を住宅取得資金に限り 500 万円に拡大した政策は効果的であったと言えよう。⁶

今回の贈与税の相続時精算課税制度の導入による非課税枠は 2,500 万円で、既存の贈与税非課税額 110 万円との対比では、昭和 59 年の非課税額 60 万円と住宅取得資金特例額 500 万円より格差の比率が大きく、今回の制度導入時の方が住宅取得資金特例導入時より大きな効果が期待できるかもしれない。

昭和 59 年の現金・預金贈与額の増加率を、平成 12 年との比較で当てはめると、一体化による短期的な政策効果は 8,800 億円と推計される。

個人金融資産への影響という観点から 2 点確認したが、一体化による高齢者世帯からの資産移転は長期的には 52 兆円規模に達することも想定され得るが、短期的な政策の効果としては、変化率こそ大きいものの、実際に移転される資産額は 1 兆円弱に留まるものと考えられ、早急に個人金融資産に大きな影響がでるとは想定しづらいものともいえる。

しかし、相続という偶発的な手続きに比べ、贈与では周到な準備が可能でもあり、受贈側の体制が整っていることを鑑みると、贈与による資産移転の方が経済厚生をより高めるものといえるであろう。

4. 事業承継の観点からの変化

1) 相続における事業承継問題

わが国の相続税に対する考え方は、生前の蓄えの結果である相続財産は被相続人の努力のみではなく、社会的な恩恵も受けての成果であり、相続財産に対しては社会還元も必要で、相応の相続税を課すべきというものである。更に、財産承継のみを強く意識した税制でもあり、事業承継については配慮が行き届いてこなかった。

一般的に経営と資本の所有が一体となっている中小企業にとって、経営権は資本も伴って承継されており、財産承継の基準による制度では、相続発生時の相続税負担による資本の毀損を伴う可能性が高い。これでは、企業の永続性確保において問題がある。

この問題への対応として、平成 14 年度の税制改正では相続税の事業承継控除が一部認め

⁶ 住宅取得資金特例とは、親又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得資金を受けた場合の贈与税について、一定の要件のもとでその住宅取得資金のうち 500 万円までの部分について 5 分 5 乗方式により税額を計算する制度である。

られることとなった。だが、適用要件が限定的であり、包括的な事業承継支援策とはいえない。⁷

根本的な問題は相続発生が偶発的であり、予測が困難な点にある。事業承継を後継者への経営委譲と考えるのならば、相続時点のみを委譲時期と定めるには社会通念上も難点があるといえる。

平成 12 年分の同族会社株式等の相続課税財産は 4,139 億円に上り、被相続人である約 1 万人の経営者の相続人が相続税の対象者となっており、また経営者の 52%が事業承継の障害として相続税の負担があると考え⁸ていることから鑑みると、この懸念の解消による事業承継の円滑化は重要な課題である。

今回の贈与税の相続時精算方式の導入は、この事業承継問題の解消にも一定の効果があるものと考えられる。即ち、贈与と相続を一体のものに見なす税制によって、相続時に偏っていた後継者への事業資産の移転を、後継者の経営技量や経験等の進捗に沿ったものへとシフトさせることが可能となる。このことが従来よりもスムーズな事業資産の移転をもたらす、円滑な事業承継を可能にするものであると考えられる。⁹

2) 相続時精算課税方式選択による後継者のインセンティブ

今回の制度導入がもたらす自社株式等の生前贈与が、その後の後継者による事業活動等への大きなインセンティブとなるものと考えられる。

新制度を選択した贈与資産は、相続時に相続財産と合算されて贈与税と相続税は通算される仕組みとなっているが、その相続時の課税対象価額の贈与財産分は贈与時の時価として評価される。このため、贈与時以降の自社株式等の評価額上昇分は相続課税の対象には含まれず、後継者が最終承継以前に企業価値の拡大に貢献するインセンティブが従来よりも高まっていくものと考えられる。

自社株式の生前贈与を選択することは、前項でも指摘したように、後継者の進捗に沿った円滑な事業承継と、更には資産承継とのバランスを確保していく上で有効な手段となる。新制度の非課税枠や低率の贈与税を選択して、後継者へもより高いインセンティブを与えることができる方法ともなることから、実子への事業承継を考えている経営者は、預金等の金融資産よりも自社株式等の贈与を前向きに検討することとなろう。

同族会社株式等の被相続人当たりの財産額は約 4,000 万円¹⁰で、約 60%が非課税枠 2,500 万円を利用すれば資産移転を行うことができる。事業承継対策としては十分に活用可能な

⁷ 杉岡登志夫「わが国の事業承継における相続税の問題点」『資本市場クォーター』2002 年冬号参照。

⁸ 中小企業庁「事業承継に関するアンケート」（2001 年 7 月）。

⁹ 中小企業庁の事業承継・第二創業研究会の中間報告においても「後継者育成のあり方としては、（中略）現経営者と後継者との伴走期間を設け徐々に後継者へ権限委譲を計ること、（中略）などが有効である」との見解がなされている。

¹⁰ 相続財産種類別の「特定同族会社の株式及び出資」の額と被相続人数より算出。

水準の範疇ともいえる。

5. おわりに

今回の相続・贈与税一体化制度の創設の目的は、高齢化の進展に伴い相続による次世代への資産移転の時期が従来より遅れてきていることへの対応や、高齢者世帯の保有する資産の有効活用を通じて経済の活性化を資することへの対応と考えられる。

わが国のおかれたこのような現状に対応するために、相続税制構造を変革した点で評価に値するといえよう。しかし、今回の改正の中で、相続・贈与税の最高税率の引き下げ措置も採られたが、欧米各国と比較¹¹して高いとされている相続税額全体の方向性や、課税対象者を広げるのか否かといった基礎控除額の変更に関する方向性は打ち出されておらず、今後の税制のあり方が不確定な中では納税者の生前贈与に対する意識も定まりにくい面が今後の課題として指摘できよう。

更に、贈与税をあらかじめ納税しなくてはならない負担について、特に高額な資産移転が予測される事業承継に関して自社株式等を贈与する場合の特例を設けることも必要となろう。例えば、平成 14 年度税制改正で事業承継特例とされた、相続税評価額 10 億円未満の企業であれば、自社株式等の贈与の税率を減額し 10%程度とすることで金額の大きい資産も早めに移転できるものとなろう。

本稿では個人金融資産への影響と企業経営者の事業承継という観点から確認してきたが、今回の措置の導入により個人金融資産の 37%が留まっている 65 歳以上世帯からの資産移転が進むことが可能であろう。しかし他方で、高齢者世帯の貯蓄率が 25%と 35 歳～44 歳世帯からほとんど変化なく高止まっている現状をみると、高貯蓄率を維持せざるをえない要因の拡大が資産移転を消極的なものに行っているといえる。税制等の技術的な政策と同時に、次世代への資産移転によって経済が活性化し、そのことが高齢者世帯へもフィードバックされ、恩恵をもたらすといったビジョンの提示が不可欠となろう。

(杉岡 登志夫)

¹¹ 相続税額の国税収入に対する割合は日本 3.9%、米国 2.2%、英国 0.7%となっている。